

第369回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和元年8月26日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 山川光照委員

2 番 吉田とも委員

3 番 江口勘四郎委員

4 番 後藤敏秀委員

5 番 渡邊智春委員

6 番 大澤健一委員

7 番 井上隆市委員

8 番 原田広幸委員

~~9 番 富田憲一委員~~

10 番 山口久志委員

11 番 木村正委員

12 番 木村辰也委員

13 番 上妻一実委員

14 番 長沼健司委員

15 番 高橋源四郎委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 3人 佐藤源一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員
傍聴 なし

4 欠席委員 9番 富田憲一委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第403回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第3号 非農地証明書の交付について

日程9 報告第4号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、8月16日に告示になりました、第369回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和元年8月16日、上山市農業委員会告示第12号により、令和元年8月26日、第369回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和元年8月19日付農委第75号をもって、第369回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第369回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、9番 冨田憲一委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が3人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、3番、江口勘四郎委員、11番、木村正委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は〇〇氏、農業であります。皆沢地内の畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いいたします。14番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。8月25日、〇〇さん立会いのもと、現地確認をしました。〇〇さんが相続した農地で、さくらんぼ畑が1208㎡あり、また相続時から作付をやめていてやぶになった部分は、業者を頼んで、やぶを解消し野菜等を作るということで、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業であります。細谷地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。4番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。8月24日、〇〇さんと面談し、現地確認を行いました。〇〇さんは、前に農業委員もした方で、〇〇さんの6反歩ほどの田の隣の農地で、すでに耕作している状況ですので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇に事務所を有する〇〇、建設業、であります。中山地内の畑2筆、2,869㎡のうち157㎡について携帯電話の基地局建設に係る作業場及び資材置場として利用するため一時転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第403回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第403回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。下生居地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第403回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の5ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、会社員、及び、〇〇氏、会社員、譲渡人は、〇〇氏、農業、です。金生東二丁目地内の畑1筆について、一般住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしま

すので、議案書の6ページをお開きください。9件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号5から8については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、申請人は〇〇に事務所を有する〇〇であります。石曽根地内の田1筆について申請があったものです。昭和43年12月23日付けで転用許可を得、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第4号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、届出者は〇〇氏、施工者は〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後1時52分)

議事録署名委員

議事録署名委員